

議案第43号関係資料

子育て支援部

平成24年6月13日

## 葛飾区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

子育て支援課

### 1 理 由

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行による児童福祉法の改正に伴い、規定の整備をするもの。

### 2 概 要

第2条第3項中、小規模住居型児童養育事業を規定する条文を児童福祉法「第6条の2第8項」を「第6条の3第8項」に改め、里親を規定する条文を児童福祉法「第6条の3第1項」を「第6の4第1項」に改めるもの。

### 3 新旧対照表

別紙のとおり

### 4 施行日

公布の日

## 葛飾区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

## 葛飾区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（改正部分抜粋）新旧対照表

現行	改正案
<p>第2条 この条例において「児童」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満で葛飾区規則(以下「規則」という。)で定める程度の障害の状態にある者をいう。</p> <p>2 この条例において「ひとり親家庭等」とは、次の各号のいずれかに該当する児童(規則で定める状態にある児童を除く。)の父又は母がその児童を監護する家庭をいう。</p> <p>(1) 父母が婚姻を解消した児童</p> <p>(2) 父又は母が死亡した児童</p> <p>(3) 父又は母が規則で定める程度の障害の状態にある児童</p> <p>(4) 父又は母の生死が明らかでない児童</p> <p>(5) その他前各号に準ずる児童で規則で定めるもの</p> <p>3 この条例において「養育者」とは、次に掲げる児童を養育する(その児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。)者であって、父母、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者及び同法第6条の3第1項に規定する里親以外のものをいう。</p> <p>(1) 父及び母が死亡した児童</p> <p>(2) 父又は母が監護しない前項各号に掲げる児童</p> <p>4 この条例にいう「父」には、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含み、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「婚姻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含むものとする。</p>	<p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>3 この条例において「養育者」とは、次に掲げる児童を養育する(その児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。)者であって、父母、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者及び同法第6条の4第1項に規定する里親以外のものをいう。</p> <p>(1) 父及び母が死亡した児童</p> <p>(2) 父又は母が監護しない前項各号に掲げる児童</p> <p>4 (略)</p> <p>付 則 この条例は、公布の日から施行する。</p>